

■ 不妊治療ペア検査の費用を助成します

申岡健康課（健康センターミルネ内） ☎ 88 - 5750

夫婦で不妊症検査を受診した際、医療保険が適用されなかった検査費用の一部を助成します。

■対象 / 令和6年4月1日以降に不妊症検査を受診した次の①～⑥すべてに該当する人

- ①申請時に夫婦のいずれかが市内に住所を有し、法律上の婚姻または事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦②助成の対象となる検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満③夫婦そろって不妊症に関して医療機関を受診した人④国・県・その他団体から不妊の検査に係る助成を受けていない人⑤医療保険に加入している⑥夫婦どちらも市税を滞納していない人

■助成金額 / 医療保険が適用されない不妊検査に要した費用の10分の7（上限5万円）

※助成回数は1組の夫婦につき1回

■申請期限 / 不妊検査の検査期間の末日から起算して3カ月以内

■ 看板などの屋外広告物の設置には許可が必要です

申岡都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364

市では、安全で美しいまちなみ景観を維持するため、県の条例によって広告物の設置を規制しています。

■屋外広告物 / 常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示する、看板・のぼり旗・工作物（広告板、建物など）を利用して表示するものをいいます。広告物を設置する地域・場所、目的、表示面積などによって、許可が必要かどうかを判断します。

■広告物の種類 / ①自家用広告物：自己の事業所や店舗の敷地内に、店舗名や事業の内容を表示するもの②案内誘導広告物：施設などへの案内を目的として表示するもの

■申請方法 / 事前に申請書類を提出し、許可を受けた後に広告物を設置してください。

■申請書類 / 屋外広告物許可等申請書、付近見取図、広告物のデザイン図など※継続した設置には、許可期間の更新申請が必要。そのほか、条例の内容や申請方法は、市ホームページを確認ください。



ホームページ

■ 健診を受診すると健康ポイントがもらえます

令和6年度の丹波市国民健康保険健康ポイント事業の申請を受け付けています。健診受診後、申請によりたんばコインを4,500ポイント発行します。申請日時点でマイナンバーカードを持っている人は、追加で500ポイントを発行し、合計最大5,000ポイント発行します。

■対象 / 令和7年3月31日時点で20歳以上

■対象要件 / 下記の①②すべてに該当する人

- ①申請日時点で、丹波市国民健康保険の被保険者②令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）までに、特定健康診査・巡回健診（基本健診）・職場の健診・人間ドック（特定健康診査同等程度）のうちどれかを受診している。
- ※がん検診のみ、脳ドックの受診は対象外

■申請に必要なもの / 丹波市国民健康保険健康ポイント付与申請書、健診結果の写し、「たん

ばコインアプリ」chiica

※丹波市の発行した特定健診受診券または市の巡回健診で受診した人は不要

※特定健診受診券は、5月以降に順次発送予定

■申請書の提出場所 / 市民課窓口または各支所窓口、たんば商業協同組合、スマートフォンによるオンライン申請

※健診結果の写しが不要な人のみ

■申請期限 / 令和7年3月10日（月）

※健診受診後の申請となります。

■問い合わせ先 / 下記のとおり

・「たんばコインアプリ」chiica に関すること

たんば商業協同組合 ☎ 0795-72-0112

・健康ポイント事業に関すること

市民課 ☎ 82-6690

・健診に関すること

健康課 ☎ 88-5750



オンライン申請

高齢者・障がい者の

外出を支援します

◇おでかけサポート事業（福祉送迎サービス事業）

■送迎内容 / 医療機関への通院、社会的交流・買物など生活に必要な外出

■登録対象者 / 丹波市に住民票があり居住している18歳以上の在宅の人で、(ア) (イ) いずれかに該当し、①から③のすべてに該当する人※施設入所を除く

(ア) 介護保険要介護認定が要介護2～5

(イ) 身体障害者手帳（1種1級～4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している、または難病患者・人工透析患者

①高齢者外出支援事業の「バス・デマンド（予約）型乗合タクシー・タクシー共通券」の交付を受けていない

②本人の市民税が非課税

③運転免許証を所持していない

■助成内容 / 乗車1回につき500円。地域（旧町域）を超える場合は500円加算（上限1,000円）※通院利用の場合は加算なし。

■利用回数 / 下記のとおり

①要介護2～5、内部障害を除く身体障害者手帳1種1級～4級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、難病患者：年120回まで

②内部障害の身体障害者手帳1種1級～4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級：年60回まで

③人工透析患者：人工透析通院に必要な回数

※申出書の提出が必要

■送迎範囲 / 丹波市全域

■利用日時 / 月曜日～土曜日の午前8時～午後5時※日曜日は運休

■申請方法 / 障がい福祉課・各支所（氷上支所を除く）にある申請書に必要事項を記入し、介護保険証、身体障害者手帳などの写しを添えて提出

☎障がい福祉課（本庁第2庁舎内） ☎88-5262

◇高齢者外出支援事業

■対象 / 丹波市に住民票があり居住している70歳以上の市民で、自動車運転免許証を所持していない、または自動車の運転をしない次の①から③すべてにあてはまる人。

①介護保険要介護認定を受けていない、または要介護1以下

②市民税非課税世帯または市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、課税年金収入額と所得金額の合計額が80万円以下

③おでかけサポート事業に登録していない

■助成内容 / 下記の券を交付します

バス・デマンド（予約）型乗合タクシー・タクシー共通券（100円券）を年間30枚

※1回の乗車につき使用上限枚数は3枚

■申請方法 / 介護保険課・各支所（氷上支所を除く）にある申請書に必要事項を記入して提出

■申込期間 / 令和6年4月～令和7年3月

※期間中1回だけ交付します。

☎介護保険課（本庁第2庁舎内） ☎88-5267

令和6年度

市税の納期のお知らせ

☎ 税務課（本庁舎内） 市民税係 ☎82-2070 資産税係 ☎82-2003 収納対策係 ☎82-1535

各種市税の納期は次のとおりですので、期限内の納付をお願いします。なお、市税の納付は口座振替が便利です。ぜひ利用ください。

納期	5月	7月		9月		10月	12月	1月		2月	3月
市県民税 (普通徴収)		1期 7/1		2期 9/2		3期 10/31		4期 1/31			
固定資産税	1期 5/31	2期 7/31					3期 12/25			4期 2/28	
国民健康保険税		1期 7/1	2期 7/31	3期 9/2	4期 9/30	5期 10/31	6期 12/2	7期 1/6	8期 1/31	9期 2/28	10期 3/31
軽自動車税	一括 5/31										



受け取りはお早めに！

マイナンバーカード



市民課 (本庁舎内) ☎ 82 - 2002
☎ 82 - 1821

申請・受け取り手続きが自宅でできます

市役所職員が自宅を訪問し、マイナンバーカードの申請や受け取り手続きを手伝います。

■内容 / 下記のとおり

- ①マイナンバーカードの申請手続き
- ②マイナンバーカードの受け取り手続き

■対象 / 市内に住民登録のある人

必要書類

- ①予約の電話受付後に市民課から郵送した通知
- ②通知カード (所有者のみ)
- ③本人確認書類 **2点**
顔写真あり1点 + 顔写真なし1点
例：免許証 (運転経歴証明書) + 健康保険証
または顔写真なし2点 例：健康保険証 + 介護保険証

利用の流れ

- ①訪問を希望する日の1週間前までに、電話、ファックスまたは申込フォームから予約ください。
- ②市民課からの通知書を発送しますので、確認し、当日まで大切に保管してください。
- ③訪問当日は、職員が2人で自宅に伺います。
- ④後日、市役所から書留郵便でマイナンバーカードを送付します。



申込フォーム

留意事項

書類がそろっていない場合は、完成したマイナンバーカードを自宅に送付することができず、市役所窓口でのカード受け取りになる場合があります。

- ・マイナンバーカードはできあがるまでに約1カ月かかります。
- ・15歳未満や成年被後見人の人は、必ず法定代理人と一緒に来場してください。
- ・写真撮影を行いますので、必ず本人が対応してください。

マイナンバーカードのこといろいろ相談会を開催

マイナンバーカードやマイナポータルなどの活用方法について、相談会を実施します。マイナンバーカードをまだ申請していない人は、申請ができます。

■とき / 午後1時～3時

- 4月26日 (金) 春日住民センター
- 5月17日 (金) 山南住民センター
- 5月24日 (金) ライフピアいちじま

マイナンバーカードを申請する場合

本人確認書類2点と通知カードを持参ください。入院中・入所中の家族のマイナンバーカード申請についても、相談を受け付けます。

留意事項

- ・事前の問い合わせを受け付けています。
- ・事前に相談を受けた場合は、必要書類を確認できるため手続きがスムーズです。

令和6年度 HP

ゴールデンウィークの応急医療機関

問 健康課 (健康センターミルネ内) ☎ 88 - 5082

種 別	4/29 (月)	5/3 (金)	5/4 (土)	5/5 (日)	5/6 (月)
休日応急診療所 受付時間: 午前8時30分～11時30分・午後1時～4時30分 ※来院前に要電話 ☎ 88-5800	柳浦 敬子 整形外科	船坂 真里 外科	石井 辰二 心療内科	芦田 孔 内科	芝 昌彦 整形外科
歯科救急診療 診療時間: 午前9時～正午 ※来院前に要電話	—	足立歯科医院 (青垣町佐治) ☎ 87 - 0067	松下歯科医院 (柏原町柏原) ☎ 72 - 3626	植木歯科医院 (氷上町谷村) ☎ 82 - 6609	合田歯科医院 (春日町平松) ☎ 74 - 0027
休日対応薬局 営業時間: 午前9時～午後5時	ビッグふれあい薬局 (氷上町石生) ☎ 78 - 9382	ひやくセンター薬局 (氷上町石生) ☎ 80 - 1800	ひなた薬局 (柏原町柏原) ☎ 70 - 2100	フラワー薬局 (丹波店) (氷上町石生) ☎ 80 - 1193	ビッグふれあい薬局 (氷上町石生) ☎ 78 - 9382

後期高齢者医療制度

HP

令和 6 ・ 7 年度の保険料率が決定しました

問 市民課（本庁舎内） ☎ 82 - 6690 兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター） ☎ 078 - 326 - 2021

後期高齢者医療制度の令和 6 ・ 7 年度の保険料率が決定しました。なお、個人ごとの保険料額や納付方法については、7 月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

■保険料率（年額）

	令和 6 ・ 7 年度	令和 4 ・ 5 年度	差額
均等割額（1 人あたり）	52,791 円	50,147 円	2,644 円
所得割率（所得に対して）	11.24%	10.28%	0.96%

■兵庫県の令和 6 年度保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{保険料（年額）} \\ \text{※上限 80 万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 52,791 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{（総所得金額等－43 万円）} \times \text{所得割率 } 11.24\% \end{array}$$

■保険料率の激変緩和措置について（令和 6 年度のみ適用）

次の①または②に該当する人は、令和 6 年度に限り下記の料率を適用します。

- ①総所得金額等から基礎控除額 43 万円を差し引いた額が 58 万円（年金収入 211 万円相当）以下の場合、所得割率は **10.32%**。
- ②昭和 24 年 3 月 31 日までに生まれた人および令和 7 年 3 月 31 日までに障害認定により資格を取得した場合、保険料（年額）は上限 **73 万円**。

■保険料額の軽減について

①所得の低い人の保険料額の軽減

下記に当てはまる人は、令和 5 年中の所得に応じて、令和 6 年度の均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合と軽減後の均等割額
基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（年金・給与所得者数－1）	7 割 保険料 15,837 円/年
基礎控除額（43 万円）＋29.5 万円×被保険者の数＋10 万円×（年金・給与所得者数－1）	5 割 保険料 26,395 円/年
基礎控除額（43 万円）＋54.5 万円×被保険者の数＋10 万円×（年金・給与所得者数－1）	2 割 保険料 42,232 円/年

なお、65 歳以上の公的年金受給者は、公的年金所得から最大 15 万円を控除し軽減判定します。

②後期高齢者医療制度加入前に、会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料額の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額がからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから 2 年間は均等割額が 5 割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象になりません。

100 歳、88 歳の方々に

HP

長寿祝金を贈呈します

問 社会福祉課（本庁第 2 庁舎内） ☎ 88 - 5276

今後も健康に過ごされることを願い、市内在住の最高齢、100 歳、88 歳の長寿を祝います。満年齢に到達された日の翌月に、「祝状」と「たんば共通商品券」を贈ります。

※最高齢の長寿祝金は、最高齢到達初年度のみ対象で、基準日は 9 月 15 日です。

令和 6 年度贈呈対象者

年齢	対 象 者	支給額
最高齢	男女それぞれの最高齢者	50,000 円
100 歳	大正 13 年 4 月 2 日～大正 14 年 4 月 1 日生	30,000 円
88 歳	昭和 11 年 4 月 2 日～昭和 12 年 4 月 1 日生	10,000 円